

住民監査請求の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求（瀬戸市職員措置請求書）が提出され、監査を実施した。

第1 措置請求の概要

1 請求人

住所、氏名 省略

2 請求書の提出日

平成28年11月16日

3 請求の対象となる職員

瀬戸市長 伊藤保徳

4 不当とする公金の額

4,018,079円

5 請求の内容

(1) 職員措置請求書（原文のまま）

瀬戸市は新庁舎を作る前に2回のパブリックコメントを行い、さらに5回の地域別の市民説明会を開催されました。第1回のパブリックコメントは新庁舎の基本構想に対するもので、結果は2011年10月27日に公表され、そのなかの庁舎機能に対する市民の意見に対する市の考え方として、3項目にわたって現在、別の場所にある水道課と下水道課を本庁舎に戻す必要があると述べられています。

2回目のパブリックコメントは基本設計案に対するもので、基本構想から約1年後の2012年9月7日にその結果が公表され、その中の整理番号62から72までの市民の皆様の意見（取り壊す庁舎より新庁舎は約1.5倍になり大きすぎる、などの意見）に対し、市の考え方として、市民サービス向上（1箇所ですべての手続きを全て出来るようにするために、上下水道課を新庁舎に持ってくる）の為に、旧庁舎より大きな床面積が必要になります、と述べられています。

さらに基本設計案に対する5回の地域説明会の結果（2012年9月7日公表）の中の配置、平面計画に対する市民の皆様の質問、疑問に対し瀬戸市は回答として、現在の上、下水道庁舎は愛知県から借りており、賃借料を払っている、その解消と転出入される市民の手続きを新庁舎で完了させ、水無

瀬へ行く不便を解消する、そのために上下水道課を本庁に移しますと述べられていて、又、その地域説明会の結果の中の規模に対する質問に対する回答の中では、基本設計(案)では、現状の庁舎の各課、上下水道庁舎、バリアフリー化のために広くした通路幅、を積み上げて算出している、と述べられています。つまり、全てキッチンと計算されているのです。

それから、瀬戸市の全戸配布の広報の平成24年10月1日号でも説明会の結果として同様の事が取り上げられています。市民の皆様へ周知徹底されています。

つまり市民サービスの向上と家賃の支払いを無くす為に水道課、下水道課を新庁舎に移す、バリアフリー化も当然行う、全て市民の為です、その為に新庁舎は旧庁舎より大きくしなければならない(すべて計算してあります)として実際に基本計画通りの旧庁舎の約1.5倍の大きさを新庁舎を作っておきながら水道課、下水道課は新庁舎に移っていません。

平成27年12月19日に庁舎整備工事の全工程の完了に合わせて、庁舎完成記念イベントを開催されました。当然28年度からは水道課、下水道課は新庁舎に移っていないければ、おかしいのです。

市民の皆様への説明には、平成28年4月1日から移動しますとは書いてないので、これから移動します、という説明は正当なものでは、ありません。

さきほども述べましたように、新庁舎は大きすぎるのではないか、という市民の皆様への疑問に対し、新庁舎は、現状の庁舎の各課、上下水道課を移動するため、バリアフリー化のために広くした通路幅を積み上げて算出しているものと答えられています。

上下水道課を移動することを前提に、庁舎が作られているのですから、契約が新しくなる平成28年4月1日には移動していなければ、市民の皆様への説明と異なる事になります。

市民への説明と異なりますし、家賃の支払いも発生し、市民の為になっていません。

以上の理由により地方自治法第242条1項の不当な公金の支出に該当しますので市長に対し今年度分の両課の家賃¥4,018,079円を返還する事を、勧告するよう求めます。

なお別紙の事実を証する書面を添えさせていただきます。

(2) 事実を証する書面 (添付省略)

- ① 平成23年10月27日公表の第1回パブリックコメント実施結果
- ② 平成24年9月7日公表の第2回パブリックコメント実施結果
- ③ 平成24年9月7日公表の瀬戸市庁舎整備基本設計(案)説明会結果
- ④ 平成24年10月1日号の瀬戸市広報 「シリーズ庁舎建て替え」
- ⑤ 県有財産有償貸付契約書(写し)

第2 請求の受理

本件請求書には、請求人が主張する「当然28年度から水道課、下水道課は新庁舎に移っていなければおかしい。」ことを証する書面は添付されていなかった。

しかしながら、当該部分はまさしく監査対象となるところであることから、補正を求める必要はないと判断し、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成28年11月25日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成28年12月15日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から12月6日付けで「欠席する」「新証拠は提出しない」との回答書が提出され、12月15日には陳述は実施されず、証拠も提出されなかった。

2 監査対象事項

(1) 監査の着眼点

本件請求の趣旨等を勘案し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 瀬戸市上下水道庁舎賃借料の支出に違法性又は不当性はあったのか、法令等の規定に基づいた適正な処理が行われていたか。
- ② 水道課及び下水道課を平成28年4月までに新庁舎（現存する従来からの庁舎及び新築庁舎のすべてを指して「新庁舎」という。以下、同様。）に移転すると表明した事実を証する書面は存在するか。当初予定していた移転時期はいつであったか。
- ③ 平成28年4月までに水道課及び下水道課が新庁舎に移転しなかったことは不当か。

3 監査対象部局

行政管理部財政課

4 監査対象部局からの資料及び弁明の提出

平成28年12月9日付で行政管理部財政課から弁明書及び関係書類の提出を受けた。

(1) 弁明の趣旨

愛知県に支払った平成28年度分の瀬戸市上下水道庁舎の土地と建物の賃借料は適切な支出であり、市に損害を与えたものとは考えていない。

(2) 弁明の理由

① 水道課及び下水道課の新庁舎への移転時期については、第5次瀬戸市総合計画が平成27年度末に終了となるため、当初は、平成27年度中に第6次瀬戸市総合計画（以下、「第6次総合計画」という。）を策定し、平成28年4月から同計画をスタートする予定であった。

また、同計画スタートにあわせて計画実現のための組織再構築が予定されていたため、水道課及び下水道課の新庁舎移転計画はこれらの動きと並行して庁舎整備完了後すみやかに検討、実施する予定をしていた。

② 平成27年5月に新市長が誕生し、同年6月瀬戸市議会定例会で行われた市長の施政方針説明において、「市民の方々の意見を第6次総合計画の中に遺憾なく発揮させたいとの思いから、計画策定を1年延期する。」との方針が示された。これを受け、第6次総合計画実現に向けての行政組織再構築の検討は、同計画スタートの平成29年4月に向け、平成27年8月から開始することとなった。

③ 組織再構築は、平成28年4月に「マネジメント部門の整備」のための組織変更を第1ステップとして先行実施し、平成29年4月に「第6次総合計画を実現するための最適な組織を構築するために、第1ステップで先行した組織の修正も含め、ゼロベースで検討を行って完成型をめざした」組織の変更を第2ステップとして実施することを目指すことで決定した。

④ この決定を受け、行政組織を再構築するに当たり「ゼロベースで検討を行い、完成型をめざす」とした第2ステップの実施目標時期となる平成29年4月に向けては、大幅な組織改編に伴う職場の移転や配置換えについての総合的な判断が必要になると考えられるため、水道課及び下水道課の新庁舎移転時期についても、当初の予定時期である平成28年4月とせず、組織改編全体の中で決定していくことが相応しいと判断した。

【参考資料】 組織再構築等の経緯

平成27年6月定例会	第6次総合計画の実施時期を1年延期することを表明 (平成28年4月開始→平成29年4月開始)
平成27年8月19日	第6次総合計画の策定体制と流れについて決定
平成27年8月19日	行政組織再構築のスキームについて決定
平成27年9月～	第1ステップにおける行政組織案の庁内周知、意見収集
平成27年11月	第1ステップにおける最終組織案の庁内周知
平成27年12月定例会	事務分掌条例一部改正

平成28年4月	第1ステップにおける行政組織運用開始
平成28年6月～	第2ステップにおける行政組織案の庁内周知、意見収集
平成28年11月	第2ステップにおける最終組織案の庁内周知
平成28年12月定例会	事務分掌条例案提出
事務分掌条例可決後	庁内・庁外移転作業の実施
平成29年4月	第6次総合計画と第2ステップにおける行政組織の運用開始

第4 監査結果

1 着眼点に基づく監査委員の判断

(1) 瀬戸市上下水道庁舎賃借料の支出に違法性又は不当性はあったのか、法令等の規定に基づいた適正な処理が行われていたか。

次の①から③の関係書類を確認し、財務会計上の支出に係る一連の行為は適正に処理されていることを確認した。

- ① 予算に関しては、平成28年度一般会計「2款（総務費）1項（総務管理費）11目（庁舎維持費）14節（使用料及び賃借料）」で措置されていた。
- ② 契約行為に関しては、契約締結の決定、契約締結及び支出負担行為決議に係る一連の手続きについても、適正に事務が行われていた。
- ③ 支出事務に関しては、支出命令書に基づく適正な支出処理が行われていた。

(2) 水道課及び下水道課を平成28年4月までに新庁舎に移転すると表明した事実を証する書面は存在するか。当初予定していた移転時期はいつであったのか。

本件に係る書面として、請求人から提出された本件請求書の添付書類を含む次の書類を確認した。

- ① 平成23年10月27日公表の第1回パブリックコメント実施結果
- ② 平成24年9月7日公表の第2回パブリックコメント実施結果
- ③ 平成24年9月7日公表の瀬戸市庁舎整備基本設計(案)説明会結果
- ④ 瀬戸市広報（平成23年8月15日号から平成28年12月1日号まで）
- ⑤ 瀬戸市庁舎整備基本設計（平成24年10月公表）

結果は、市が、「水道課及び下水道課を平成28年4月までに新庁舎に移転する。」と時期の表明をした事実を証する書面等は見当たらなかった。

ただし、行政管理部財政課からの説明により、第6次総合計画策定期と組織改編時期が1年間延期されていなければ、市は平成28年4月までに移転することを予定していたことが確認された。

(3) 平成28年4月までに水道課及び下水道課が新庁舎に移転しなかったことは不当か。

請求人は、「水道課及び下水道課は、当然平成28年度から新庁舎に移っていないければおかしい。」と主張し、その前提に立って、移転しなかったことで発生した両課が入居する上下水道庁舎の今年度分の家賃支出は、法第242条第1項の不当な公金の支出に該当し、市長は市に損害を与えたことになるため、市長に対し今年度分の両課の家賃4,018,079円を返還する事を勧告するよう求めている。

監査にあたっては主張の前提に係る事実には不当性があるか否かの判断をするため、以下の点を確認した。

- ① 当初、市が予定していた移転時期は、平成28年4月であったことは、上記(2)のとおり、行政管理部財政課の説明ですでに確認済である。
- ② 次に、水道課及び下水道課が、当初の予定どおり平成28年4月までに新庁舎へ移転しなかった理由は不当かを行政管理部財政課の説明と関係書類で確認した。

当初は、第5次瀬戸市総合計画の最終年度である平成27年度中に第6次総合計画を策定し、平成28年4月からスタートすることが予定されていた。あわせて、同計画実現のための組織再構築も予定されていたため、水道課及び下水道課の新庁舎移転計画もこれらの動きと並行して庁舎整備完了後すみやかに検討、実施する予定であった。

平成27年5月に新市長が誕生し、同年6月瀬戸市議会定例会で行われた市長の施政方針説明において、「市民の方々の意見を第6次総合計画の中に遺憾なく発揮させたいとの思いから、計画策定を1年延期する。」との方針が示された。これにより同計画実現に向けての行政組織再構築の検討は、平成29年4月の計画スタートに向けての開始とされた。

これらの計画変更を受け、水道課及び下水道課の新庁舎への移転についても、当初の予定時期である平成28年4月とせず、第2ステップ実施開始予定の平成29年4月に向けて、組織改編全体の中で決定していくことが相応しいと判断された。

以上のことから、今回の水道課及び下水道課の新庁舎への移転時期の延期は、新市長による第6次総合計画策定期間及び組織改編時期の延期との関連の中で判断されたということが出来る。

市が行ったこの判断は、妥当なものであると思料される。

このことから、水道課及び下水道課が平成28年4月までに新庁舎に移転しなかったことは不当とはいえない。また、先に述べたように市が水道課及び下水道課を平成28年4月までに新庁舎に移転すると

表明した事実もない。

従って、移転しなかったことで発生した平成28年度分の上下水道庁舎賃借料4,018,079円の支出は、法第242条第1項の不当な公金の支出には該当せず、ゆえに、市に損害を与えたということも認められず、請求人の主張には理由がない。

2 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については、これを棄却する。

3 意見

移転時期を明示しなかったとはいえ、市庁舎の整備にあわせて水道課及び下水道課を整備後の新庁舎に移転させると市は説明をしてきており、請求人が「移転は新庁舎稼働開始時期にあわせて行われるはず」という認識を持ったとしても止むを得ない。

実際、当初の移転時期は、新庁舎稼働後の新年度開始となる平成28年4月が予定されていたことが確認され、請求人の認識は決して間違ったものではなかったといえることができる。

これに対し、市は、両課の移転は「第6次総合計画を実現するための組織改編」の中に含まれており、第6次総合計画の策定が1年延期となったことを受け、組織改編及びそれに伴う両課の移転も延期されることとなったと主張する。

しかしながら、それは行政内部の論理であり、「両課の移転は第6次総合計画の遂行に連動するものである」という説明がなされてこなかった以上、第6次総合計画の策定延期を決定した際に、両課の移転時期にも変更が生じる旨を公表することが望ましかったと思われる。より一層の適時、適切な情報発信を望むものである。